

# 里山・森林・林業

## 「千葉県里山条例」について

平成14年6月24日  
平成16年2月10日(最終変更)  
みどり推進課

### I 千葉県里山条例とは

千葉県里山条例とは、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」のことで、平成15年3月7日公布、同年5月18日に施行されました。

#### 目的

「里山」は、農林業の生産の場であると同時に防災や気象緩和、多様な動植物の生育空間、景観形成等にも大きな役割を果たしています。

このように、県民全てにとって貴重な財産である「里山」の保全や整備を、土地所有者のみに委ねるのではなく、県民全てがこれに関わり、適正な役割分担の下にすすめていこうとするものです。

また、余暇や教育に係る活動の場等として、県民の健康で文化的な生活の確保に資するため、新たな里山の活用を進めていきます。

#### 背景

「里山」は、古くから人々の生活に深く関わりながら、維持されてきました。

昭和30年代以降、生活様式や農業生産方法の変化などにより、関わりが薄れてきた結果、放置された里山には不法投棄が行われている事例もあります。

千葉県では、首都近郊を中心に都市開発が進み、住宅地や工業用地への転換が進みました。その結果、産業都市として発展し、県民人口は今年度に入り600万人を超えました。

しかし、その一方で里山は減少し、残された里山は貴重なみどりとなっています。

また、里山が多く残っている農山村部においても、高齢化や過疎化がすすみ、手入れが行き届かなくなっています。

#### 条例制定の経緯

堂本知事が就任後、県内各市町村で直接地元住民と話し合いを行っている「なの花県民会議」において、里山の保全について要望が多く出されたことをきっかけに始めました。

条例制定までには、市町村との意見交換会や森林所有者及びボランティアの意見の聴取、また、インターネットを通じての県民の意見の聴取(パブリックコメント)を実施しました。



### II 条例の概要

#### 定義

「千葉県里山条例」では、「里山」について次のとおり定義しました。また、この条例でいう「里山活動団体」「土地所有者」についても定義しました。

里山：人里近くの樹林地またはこれと草地、湿地、水辺地が一体となった土地

里山活動団体：里山の保全、整備及び活用に係る活動を積極的かつ主体的に行うNPO法人その他営利を目的としない団体

土地所有者等：里山の所有者または里山を使用収益する権原をもつ者

#### 里山条例の基本理念

里山の保全、整備及び活用は次の基本理念に基づいて行われなければならないと決めました。

- ・里山の有する多面的機能の積極的評価
- ・将来の県民へ継承されるべき里山の有する伝統的文化の重要性の認識
- ・すべての県民の積極的かつ主体的な活動
- ・県、市町村、県民、里山活動団体、土地所有者等の適正な役割分担及び協働

#### 里山活動協定認定制度について

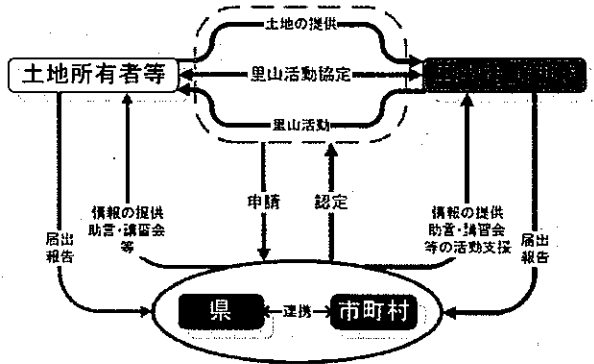
#### 協定認定の仕組み

本条例において、土地所有者等と里山活動団体が「協定」を締結し、それを知事が「認定」する制度を設けました。

県内の里山はその大部分が民有地で、土地所有者等の事情は様々であり、また、里山活動団体の目的等も様々なことから、双方が安心して里山の整備・活用に取り組めるようにしました。

協定の認定を受けた里山活動に対しては、特に県から各種の支援を行います。

県は協定の締結を促進するため、必要な情報の提供や支援を、土地所有者、里山活動団体等に行います。



### 県民・土地所有者等・里山活動団体の役割及び県の責務

里山の保全、整備、活用をすすめるにあたり、県民・土地所有者等・里山活動団体及び県が、それぞれの立場で行うべき役割分担について、次のように決めました。

#### <県民の役割>

・里山の保全、整備および活用に係る活動について、関心を持ち、理解を深めるよう努めるとともに、その活動に協力するよう努める。

・県が実施する里山に係る施策に協力するよう努める。

#### <土地所有者等の役割>

・里山の保全、整備および活用が図られるよう努める。

#### <里山活動団体の役割>

・里山への理解を深め、里山の保全、整備および活用に係る活動を積極的に行うよう努めること。

・県が実施する里山に係る施策に協力するよう努める。

#### <県の責務等>

・「里山基本計画」を策定し、里山の保全、整備および活用についての施策を総合的・計画的に実施する。

・市町村と連携し、県民、里山活動団体及び土地所有者等が行う里山の保全に関わる活動の推進に必要な措置を講ずる。

・市町村が地域の実情に応じて実施する里山についての施策に協力する。

・施策についてインターネット等により、広く県民の意見を聴取する。

・県が行う公共事業の実施にあたっては、里山の保全に配慮する。

・県民への広報活動の充実、学習機会の提供その他必要な措置を行う。

・里山の保全、整備および活用方法についての調査研究を行う。

・施策を推進するため、必要な財政上の措置を行う。

## III 県の総合的施策

### <里山の日について>

平成15年5月18日に第54回全国植樹祭を千葉県で開催しました。本条例はこれとあわせて施行しましたが、これを記念し、毎年5月18日を「里山の日」とすることとしました。

今後、この「里山の日」を中心に、里山について県民に関心や理解を深めてもらうためのシンポジウム等の行事を行い、普及啓発を図っていく予定です。

### <情報の提供>

土地所有者に対し、里山活動団体の情報を提供します。

### <認定里山活動協定の活動に対する支援>

技術的支援 里山活動に必要な技術等についての講習会の開催や普及指導を行います。

経済的支援 里山活動にかかる経費に対し、一定の条件により助成します。

#### 関係補助事業

(1) 里山活用促進事業(対象:市町村)

(2) 里山保全整備活用事業(対象:里山活動団体)

### <モデル事業>

県有林の一部において県と里山活動団体等との協働による森づくりを行います。団体には県と協定を締結し、県有林の整備、活用に係る活動を行ってまいります。また、県民の皆様にも参加いただける観察会、研修会等の開催を計画していきます。

癒しの森づくり

千年の森づくり

条例等は下記からダウンロードできます。

条例全文

[HTML形式](#)

[PDF形式](#)

施行規則

[HTML形式](#)

条例パンフレット [PDF形式](#) New!

[御意見の募集について](#)

[協定認定申請受付のお知らせ](#)

問合せ先

千葉県庁農林水産部みどり推進課緑化支援室

TEL 043-223-3684

---

[TOP](#)

[HOME](#)

[BACK](#)

[所属ホーム](#)

# 里山・林業

## 里山活動協定認定について

平成15年7月1日  
平成17年8月31日(最終改正)  
みどり推進課

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第16条の規定により、平成17年8月31日現在、次の40件の里山活動協定が県の認定を受けています。

平成16年2月18日認定

番号	地域	認定に係る里山活動団体名	里山活動協定の名称及び活動内容	目的となる土地の所在(面積)
1	印旛	さくらグリーンクラブ 代表者 河口 烈	佐倉市岩富の森づくり活動協定 下刈, 間伐等	佐倉市岩富字道木山 676ほか 1筆 8,327㎡
2	千葉	炭友会 代表者 谷村孝一	潤井戸の君ヶ谷の森にかかる 里山活動協定 森林整備, 炭 焼き等	市原市潤井戸字君ヶ 台2044ほか1筆 2,900 ㎡
3	長生	長生森の会 代表者 貫井明弘	長生森の会里山活動協定 下刈, 竹林整備等	長南町芝原字中ノ谷 3677-4 5,000㎡
4	香取	特定非営利活動法人水と森と 人と IN神崎 理事長 木内兵太郎	神崎教育の森里山活動協定間 伐・保育, 森林環境教育等	神崎町古原甲字よさ ぶ山 甲729-1の一部 5,000 ㎡
5	千葉	上総里山会 代表者 楠元 繁	癒しの森づくり上総里山会活動 協定 下刈, 除伐, 歩道補修等	市原市水沢字釜堀 565番の一部ほか15 筆 33,400㎡
6	千葉	特定非営利活動法人いづみ の会 理事長 鈴木 豊	癒しの森づくりいづみの会活動 協定 除伐, 植栽, 下刈等	市原市水沢字釜堀 563番の一部ほか3筆 22,800㎡
7	東葛	豊富どんぐりの森 代表者 鈴木恵子	豊富どんぐりの森里山活動協 定 植栽・保育等	船橋市鈴身町85ほか 9筆 28,146㎡
8	香取	特定非営利活動法人コスモス の花 理事長 青山春美	コスモスの森里山活動協定 森林整備, 自然観察等	山田町仁良字サツキ 1194-2 ほか5筆 54,700㎡
9	香取	小見川竹炭研究会 会長 武崎秀雄	小見川竹炭研究会里山活動協 定 間伐保育, 木炭竹炭製造, 環	小見川町岡飯田字風 王入523 ほか1筆 2,988㎡

			境教育等	
10	香取	桜宮自然公園をつくる会 会長 佐野豊三	桜宮自然公園をつくる会里山活動協定 景観整備, 自然観察会等	多古町染井字桜宮 824-1 ほか1筆 9,026㎡
11	香取	特定非営利活動法人・NPOひがた八萬石 理事長 嶋田辰雄	NPOひがた八萬石里山活動協定 下草刈, 枝打, 間伐, 伐竹等	東庄町小南字浅間 501-1 2,733㎡
12	山武	NPOのれんを守る会 代表者 熊木雄治	鴫の郷 里山活動協定 除伐, 風倒木処理, 自然観察会等	東金市上布田字猪野山450-1 ほか2筆 40,561㎡
13	夷隅	桑田里山の会 代表者 石井善幸	山林使用協定 枝打, 間伐, 植栽等	岬町桑田字谷482ほか8筆 10,175㎡
14	安房	たのくろ里山保存会 代表者 渡辺俊彦	たのくろ里山保存会里山活動協定 間伐・保育, 自然観察, 環境学習等	千倉町川戸柏尾574 23,107㎡
15	安房	里山保全「自然塾」 代表者 柳澤孝幸	里山保全「自然塾」活動協定 森林整備, 作業路整備, 農作業の援助等	丸山町大井字西澤 968-1ほか 2筆 9,448㎡
16	君津	ちば千年の森をつくる会 代表者 坂本 彌	千年の森づくり活動協定 下刈, 除伐, 間伐, 竹林整備等	君津市豊英字古川 632-1ほか 1筆 66,180㎡

平成16年3月24日認定

番号	地域	認定に係る里山活動団体名	里山活動協定の名称及び活動内容	目的となる土地の所在(面積)
17	印旛	特定非営利活動法人 ちば環境情報センター 代表者 小西由希子	下大和田里山活動協定 間伐, 保育, 環境学習等	千葉市若葉区中野町33番の2ほか2筆 4,950㎡
18	千葉	特定非営利活動法人 CCC自然・文化創造工場 関東事業部 理事長 伊藤泉	癒しの森づくりCCC里山活動協定 天然林の改良, 環境学習等	市原市水沢字釜堀656番の一部 12,800㎡
19	印旛	酒々井・里山づくりフォーラム 代表者 遠藤博之	酒々井馬橋地区里山活動協定 間伐, 保育, 環境学習等	酒々井町馬橋字馬場67番1 5,783㎡
20	海匝	アルカディアの会 代表者 薄葉栄策	アルカディア里地里山活動協定1 下刈, 除伐, 間伐, 歩道整備等	八日市場市大寺字西谷 1,764番ほか2筆 10,531㎡
21	海匝	アルカディアの会 代表者 薄葉栄策	アルカディア里地里山活動協定2 下刈, 除伐, 間伐等	八日市場市大寺字北ノ谷 978番1ほか1筆 1,417㎡
		特定非営利活動法人山武	NPO法人山武町環境問	

22	山武	町環境問題連絡協議会 理事長 小島睦朗	町環境問題連絡協議会里山活動協定 植栽, 下刈, 環境教育	山武町沖渡字新山693番1 ほか1筆 9,903㎡
----	----	------------------------	----------------------------------	------------------------------

平成16年9月17日認定

番号	地域	認定に係る里山活動団体名	里山活動協定の名称及び活動内容	目的となる土地の所在(面積)
23	君津	「にった生美の里」の会 代表者 安西恒夫	「にった生美の里」の会活動協定 下刈, 植栽等	君津市上新田字道祖366 ほか12筆 11,614㎡
24	千葉	いちはら里山会 代表者 船石チヨ子	7-2教育の森里山活動協定 間伐, 保育等	市原市深城820-2ほか1筆 10,614㎡

平成16年12月6日認定

番号	地域	認定に係る里山活動団体名	里山活動協定の名称及び活動内容	目的となる土地の所在(面積)
25	東葛飾	NPO法人 ちば里山トラスト 理事長 根本利治	大青田里山会活動協定 森林整備, 自然観察, 社会教育等	柏市大青田字稻荷山282-1 ほか2筆 7,417㎡
26	千葉	谷当グリーンクラブ 代表者 金親博榮	谷当グリーンクラブ里山活動協定 間伐等森林整備, 自然観察, 炭焼き, 山菜・きのこ栽培等	千葉市若葉区谷当町 947-1ほか1筆 15,777㎡

平成17年3月17日認定

番号	地域	認定に係る里山活動団体名	里山活動協定の名称及び活動内容	目的となる土地の所在
27	千葉	NPO法人 樹木・環境ネットワーク協会 理事長 池田 武那	癒しの森づくりNPO法人樹木・環境ネットワーク協会里山活動協定 遊歩道の整備, 植樹・下草刈, 環境教育, きのこと栽培等	市原市水沢字釜堀568 ほか1筆 18,160㎡
28	夷隅	養老溪谷ふる里を守る会 会長 正木 武	葛藤・小田代地区里山活動協定 森林整備, 自然観察, 環境教育, 山菜・きのこ栽培等	大多喜町葛藤字向坂6 6筆 15,777㎡
29	山武	特定非営利活動法人山武町環境問題連絡協議会 理事長 小島 睦朗	ベルフォレスト里山活動協定 サンプスギ溝腐病駆除, 植栽, 保育等森林整備	山武町戸田字出口1,63 2筆 1,254㎡
30	香取	ボランティア集団やまと	ボランティア集団やまと里山活	山田町新里字近江谷1

		会長 野平 和男	動協定 森林整備, 間伐, 保育, 炭焼き, 山菜・きのこの栽培	か1筆 4,499m <sup>2</sup>
31	東葛飾	行々林せせらぎの森 会長 高橋昭一	行々林(おどろばやし)せせらぎの森里山活動協定 植栽, 保育等の森林保全・管理	船橋市鈴身町64番ほか 9,383m <sup>2</sup>
32	千葉	「リコー千葉ふれあいの森」 若葉区下泉里山保全の会 代表者 小野 竹久 " 大野 祐二	「リコー千葉ふれあいの森」若葉区下泉里山保全の会里山活動協定 森林整備, 間伐, 保育, 自然観察, 環境教育	千葉市若葉区下泉町6 か2筆 2,812m <sup>2</sup>
33	香取	前林里山を守る会 会長 末吉 一寿	前林里山活動協定 森林整備, 間伐, 保育, 自然観察, 環境教育, 山菜・きのこの栽培等	大栄町前林大堀山149 12筆 25,482m <sup>2</sup>

平成17年3月31日認定

番号	地域	認定に係る里山活動団体名	里山活動協定の名称及び活動内容	目的となる土地の所在
34	印旛	グリーンアースYACHIMATA 代表者 坂口房子	八街市用草里山活動協定 森林整備, 遊歩道整備, 自然観察等	八街市用草字中峠451 筆 41,754m <sup>2</sup>
35	印旛	酒々井・里山づくりフォーラム 代表者 遠藤 博之	酒々井西井戸地区里山活動協定 森林整備, 間伐, 保育, 自然観察, 環境教育, きのこと栽培等	酒々井町酒々井字西井 ほか10筆 7,983m <sup>2</sup>
36	香取	特定非営利活動法人水と森 と人とIN神崎 理事 木内兵太郎	神崎町荒神台の森里山活動協定 森林整備, 間伐, 保育, 自然観察, 環境教育, 山菜・きのこの栽培等	神崎町古原甲字荒神台 1ほか2筆 9,411m <sup>2</sup>
37	香取	特定非営利活動法人水と森 と人とIN神崎 理事 木内兵太郎	神崎町荒神台の森里山活動協定 森林整備, 間伐, 保育, 自然観察, 環境教育, 山菜・きのこの栽培等	神崎町古原甲字大峯 か6筆 26,268m <sup>2</sup>
38	香取	桜宮自然公園をつくる会 会長 佐野 豊三	桜宮自然公園をつくる会里山活動協定 景観整備, 自然観察等	多古町染井字仲峯916 筆 8,119m <sup>2</sup>

平成17年8月25日認定

番号	地域	認定に係る里山活動団体名	里山活動協定の名称及び活動内容	目的となる土地の所在(面積)
----	----	--------------	-----------------	----------------

39	印旛	NPO法人 佐倉みどりネット 理事 清宮 光雄	佐倉みどりネット里山活動協定 草刈り, 植栽, つる切り, 歩道整備 カブトムシ飼育, 竹炭焼き	佐原市岩名字雪濟1019番ほか2筆 5,348㎡
40	山武	山武に雑木林をつくる会 会長 清水 芳明	山武に雑木林をつくる会の活動に関する協定 自然観察や環境教育, きこの栽培	山武町武藤字新林426番1の一部 3,000㎡

千葉県里山の保全、整備及び活用に関する条例に基づく里山活動協定認定の申請を受け付けています。

受付窓口	協定の目的となる土地を管轄する農林振興センター(担当:企画調整室)で受け付けます。なお、協定の締結、申請書の作成にあたってはあらかじめご相談ください。
詳しくは	千葉県庁ホームページの申請等の様式ダウンロードサービスからダウンロードできます。 申請様式及び「申請書等作成の手引き」をダウンロードしてください。

#### 条例の概要

問合先  
農林水産部 みどり推進課 緑化支援室  
TEL:043-223-3684  
FAX:043-224-4108  
E-mail:mid-shien@mz.pref.chiba.jp

[TOP](#)
[HOME](#)
[BACK](#)
[所属ホーム](#)



## 里山情報バンク制度

平成17年8月1日  
みどり推進課

### 1 「里山情報バンク」とは

県では、県民の貴重な財産である里山を次の世代に引継ぐため、平成15年5月に「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」を施行し、県民や里山活動団体による里山の保全・再生活動を促進しています。この結果、当条例に基づき知事が認定した里山活動協定が、平成16年度末には38件となるなど、里山活動団体が主体となった森林整備などの活動が活発化しています。

しかしながら、農林業の採算性の低下や担い手の減少、高齢化など経済的社会的諸事情により土地所有者による管理が困難となり放棄される里山は、依然として増加傾向にあり、これらの土地は、地域の良好な景観を損なわせるのみならず、県内においては、産業廃棄物や残土の不法投棄の場となることにより、生活環境の悪化を招くなど地域住民の健康で文化的な生活の確保を図る上でも大きな支障となっています。

このため、県では、本条例の趣旨に則して、里山活動団体による里山の保全・整備を一層促進するため、ちば里山センターと協力して、「里山情報バンク」制度を創設しました。

この制度では、土地所有者による整備が困難となった森林の情報を県が市町村や森林組合の協力により収集し、里山活動団体に提供することにより、ボランティアによる森林整備を促進します。

### 2 制度の概要

#### (1) 収集する情報

経済的、社会的諸事情により土地所有者による管理が困難となった里山の内、土地所有者が里山活動団体による整備を希望する森林に関する情報を収集します。

#### (2) 情報の収集方法

各農林振興センターが市町村及び森林組合の協力を得て収集します。

#### (3) 情報の集積・提供者

収集された情報をもとに、ちば里山センターがデータベースを構築し、ホームページなどにより情報を必要とする里山活動団体や社会貢献活動を行おうとする企業に提供します。

#### (4) 里山活動協定の締結

里山活動団体や企業内のボランティア団体が、里山条例に基づく里山活動協定の締結を希望する場合には、各農林振興センターが、土地所有者との仲介を行います。

## (5) 個人情報の取扱い

ちば里山センターで構築するデータベースには、個人や個人の財産が特定できる情報（個人名、森林の土地の所在等）を登録しません。

なお、個人名等については、里山活動協定の締結のため必要とされる場合に、農林振興センターにおいて当事者のみに開示します。また、収集した情報は、他の目的で使用することはありません。

## 3 登録までの流れ

## 【ステップ1】

里山活動団体による森林整備を希望する土地所有者は、市町村を通じ「里山情報バンク登録申込書」を県の農林振興センターへ提出してください。



## 【ステップ2】

県の農林振興センターの職員が現地をお伺いして必要な整備内容やボランティアを受け入れるための条件などについて調査します。



## 【ステップ3】

申込があった森林の情報をちば里山センターの里山情報バンクに登録して、里山活動団体や社会貢献のために里山の整備を支援しようとする企業に提供します。（登録期間は3年間）



## 【ステップ4】

土地所有者と里山活動団体の間で、里山活動協定を締結していただきます。※1  
（県の農林振興センターとちば里山センターが、仲介します。！）



## 【ステップ5】

**里山活動団体による森林整備の実施** ※2

## 4 問合せ先

県庁みどり推進課緑化支援室	043 (223) 3684	
ちば里山センター	0438 (62) 8895	
各農林振興センター企画調整室		
千葉	043 (300) 1985	山武 0475 (54) 1121
東葛飾	04 (7143) 4121	長生 0475 (22) 1751

印 旛	043 (483) 1124	夷 隅	0470 (82) 2213
香 取	0478 (54) 1320	安 房	0470 (22) 7131
海 匝	0479 (62) 0156	君 津	0438 (25) 0107

## 5 パンフレット

配布用パンフレットについては[こちら](#)をご覧ください。

## 「京都府豊かな緑を守る条例（仮称）」（素案）の考え方

### 森林を取り巻く現状と課題

	森林法制定・改正時	現在
社会背景	旺盛な木材需要 里山が生活に不可欠 森林の大規模開発の進行	国産木材需要の低迷 里山利用の低下 小規模な土砂等投棄の増大 不在村森林所有者の増加
課題 対応	森林の国土保全機能の維持 計画的伐採；伐採届出制度（伐採制限は無） 保安林制度（伐採を一部制限） 林地開発；法5条森林の1ha超の開発の許可制	森林の国土及び環境保全機能の維持 <b>▶森林の適切な利用・保全の促進</b> （森林景観保全のため皆伐抑制を含む。） <b>▶法5条森林以外の森林を含めた小規模開発行為の適正性の確保</b>

↓  
**条例で対応**

### 条例の目的・基本理念等

#### ●目的

府域の約75パーセントを占める森林は、京都府の自然環境の重要な要素であり、様々な公益的な機能の発揮を通じて、地域環境を保全し、子どもたちの未来を育む世代を越えた貴重な社会基盤である。

このため、京都府の豊かな森林を守ることが、自然環境の質を一層高め、人々の心を潤し、環境にやさし暮らしの実現につながるよう、地域の生態系や風土との調和に配慮しつつ府民の主体的な参加の下で森林の適切な利用と保全を促進する制度、森林の不適正な開発を抑止する制度を定めることにより、森林が有する公益的機能の良好な発揮を図り、もって現在及び将来の地域環境の形成と保全、府民の安全な生活の確保に資することを目的に条例を制定する。

#### ●対象森林

森林法第5条第1項に定める森林及び国有林（ただし、懸崖については国庫林及び国庫林等を除く。）

#### ●基本理念

- 森林の利用保全は、府民の主体的な参加の下で地域の生態系や風土との調和に配慮して行わなければならない。
- 森林の開発は、あらかじめ定められた計画に従って適正に行わなければならない。

### 森林の利用・保全・開発に関する責務

#### ●府の責務

基本理念に即した施策の策定・実施  
府民等との協働、国・市町村との連携  
開発行為の把握と適正性確保の指導

#### ●府民の責務

森林の公益的機能に関する理解の深化  
府の施策への主体的な参加及び協力

#### ●森林所有者等の責務

府の施策への主体的な参加及び協力  
持続可能な林業活動推進の努力  
開発行為者、工事施行者等に対する防災の指示等

#### ●開発行為者等の責務

開発行為による災害発生防止の努力  
工事の適正かつ安全な実施及び管理

## 条例における2つの制度

### 森林の利用及び保全促進制度

#### ■森林の利用及び保全の指針■

【知事が、森林の利用及び保全を総合的に推進するための指針を策定・公表】

対 象：森林法第5第1項に規定する森林及び国有林

※指針に定める事項

- 森林の現状、施策推進に係る地域区分、各地域の生態系や風土の現状
- 現状を踏まえた各地域における森林利用保全の長期目標〈概ね10年程度〉
- 森林の利用及び保全に関して行われる環境学習の推進に関する基本的事項
- 各地域ごとの目標達成のための総合的・計画的な施策 ほか

知事〈指針案の策定〉

府森林審議会への諮問

知事〈指針の策定・公表〉

#### ■森林の利用保全重点区域の指定 及び 重点区域に係る森林利用保全計画の策定■

【知事は、森林の利用及び保全を重点的に図る区域を指定することができる】

【知事は、重点区域を指定するに当たっては、森林利用保全計画を定める】

対 象：公益的機能を良好に発揮させる必要がある区域（概ね150ha／箇所を想定）

原則として「保安林」及び森林法に基づく「資源の循環利用林」以外の森林

【主な理由】

- ・ 保安林は私権を制限され、国又は都道府県による損失補償と整備努力義務が森林法に規定
- ・ 京都議定書に基づく森林吸収源対策は保安林を除く民有林（人工林が主）を対象
- ・ 資源の循環利用林は林業振興推進対策が基本

市町村長

申し出・提案

同意徴収

知事〈重点区域の指定案の作成〉

※指定案には森林利用保全計画の案を含む。

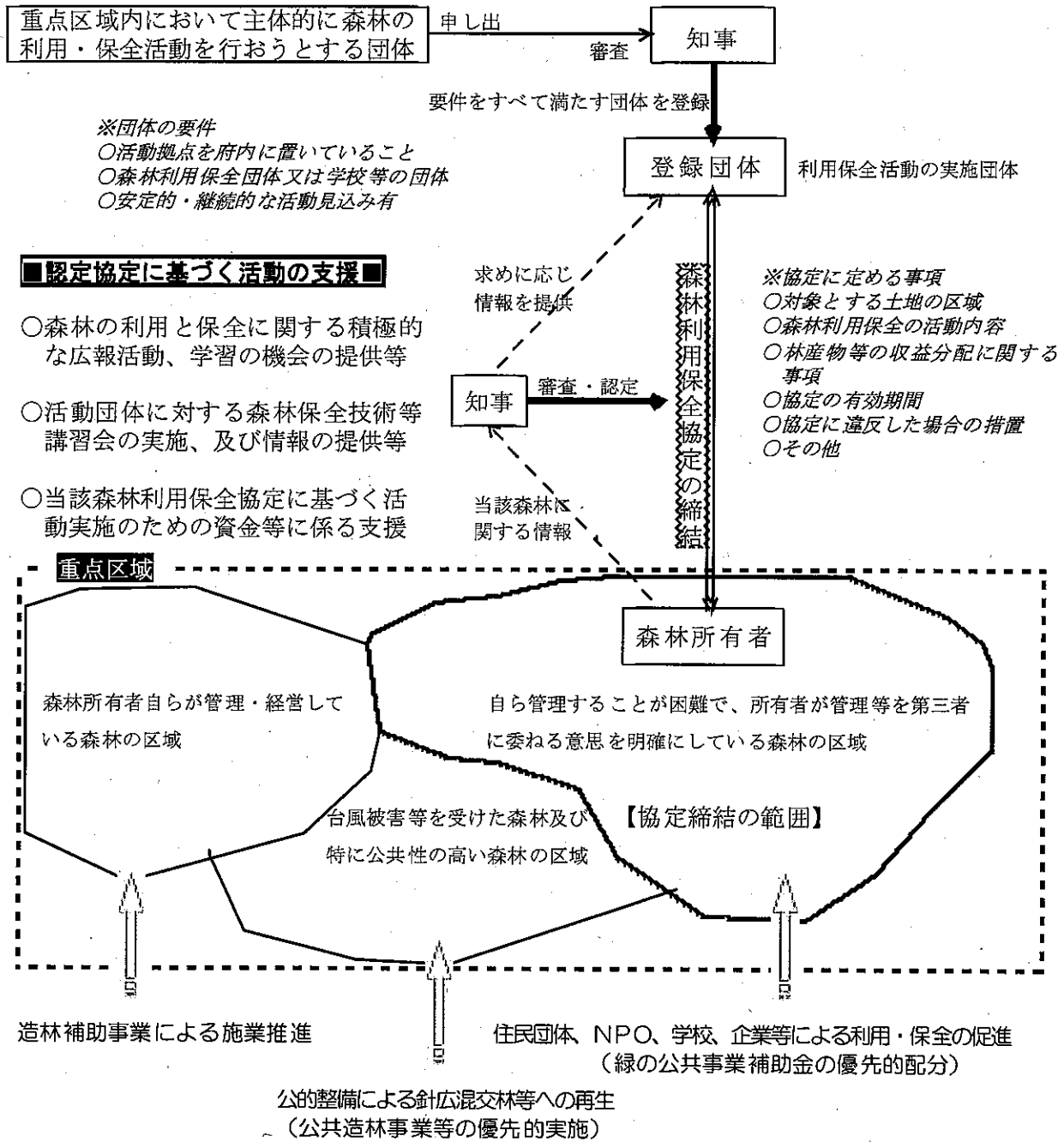
公告縦覧、意見書の提出、公聴会

知事〈区域の指定〉

※計画に定める事項

- 森林及び森林資源の現状と将来目標
- 将来目標に応じた利用保全の方針
- 利用保全を総合的に推進する施策
- その他の配慮事項等

**■ 森林の利用保全活動団体の登録 及び 重点区域に係る森林利用保全協定の認定 ■**



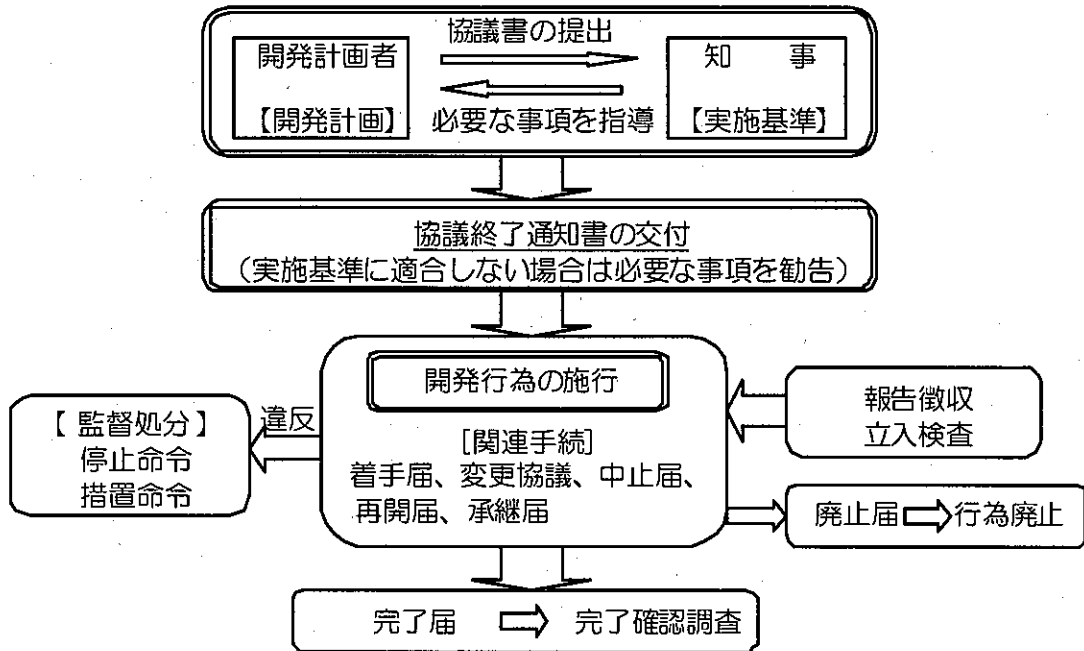
**主な支援施策の例**

- 重点区域指定と協定の知事認定のねらい**
- ▶ 緑の公共事業の施策対象の鮮明化
    - 環境対策としての森林区域を明定
  - ▶ 協定違反の場合の認定取消し等による森林所有者の安心感の向上
    - 協定締結を促し第三者による利用管理を促進

# 森林開発行為の協議制度

## 森林開発行為の協議制度

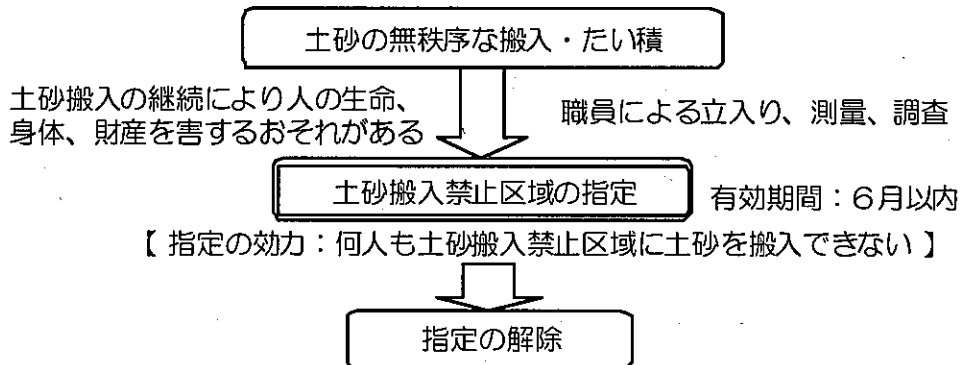
【開発行為者は、開発計画について知事と協議しなければならない】



森林開発行為：地域森林計画の対象民有林（保安林等を除く）内の土地の形質の変更協議の対象外：一定規模未滿の行為、公益性が高い事業に係る行為、他法令の許認可を受けて行う行為、国・地方公共団体が行う行為 等

## 土砂搬入禁止区域の指定制度

【無秩序・集中的な土砂の搬入を停止させ、災害の発生を防止する】



## 罰則

次の者に対して、森林法の罰則規定を勘案の上、罰則を定める

- 土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者
- 命令（停止命令・措置命令）に違反した者
- 協議終了通知書の交付を受けずに開発行為をした者
- 標識の設置や立入検査を拒み又は妨げた者
- 必要な報告又は届出をしなかった者

News

ブログ

プロジェクト

わたらせ未来

プロジェクト

ヨシ原を守ろう

お宝探しプロジェクト

足尾の森を

復活させよう

ウォークtheわたらせ

わたらせ流域

プロジェクト

わたらせキッズ

渡良瀬とは？

渡良瀬川

渡良瀬湿地帯

わたらせ通信

新聞&雑誌

関連書籍

わたらせ未来通信

ドングリ通信

未来基金とは？

概要

会員募集

ドングリ里親募集

リンク

提携団体

渡良瀬遊水池周辺

渡良瀬川流域

学校

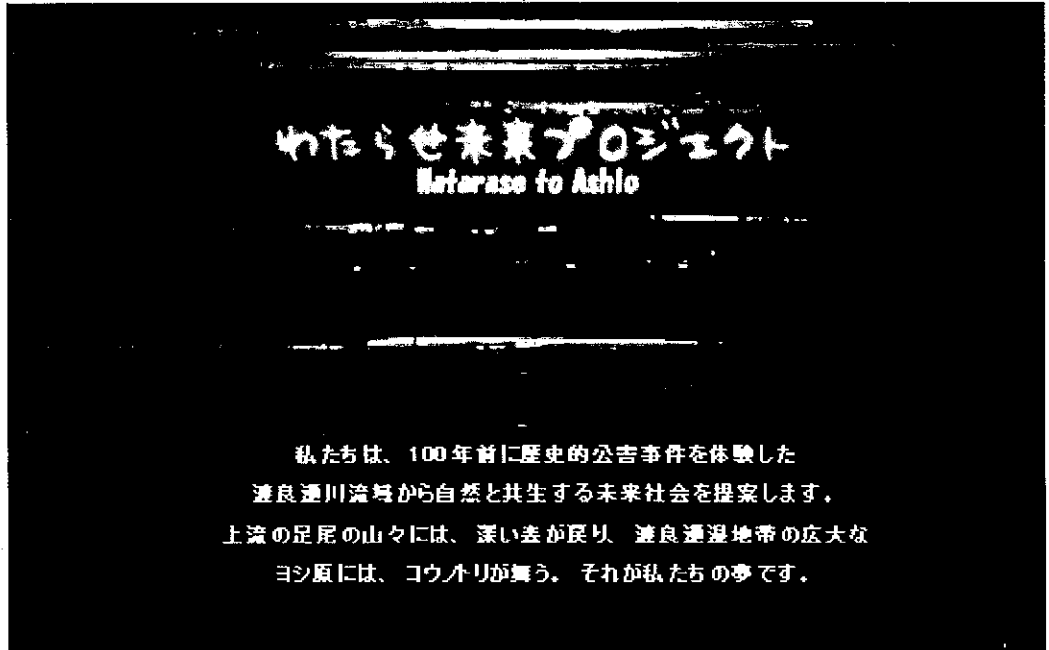
大学研究機関

全国

栃木県内

感謝

リンクについて



++++ WHAT'S NEW! ++++

NEW 2005.9.6「ヨシ原を守ろう」活動報告

++++ INFORMATION ++++

NEW ・2005.09.20(火)

わたらせ未来通信11号

NEW ・2005.09.20(火)

ウォーク the 渡良瀬・どんぐり拾い

イベントのお知らせ

～源流から渡良瀬湿地帯へ～



Copyright (C) 2004 わたらせ未来基金. All Rights Reserved



## 流域ぐるみで足尾と渡良瀬の自然を再生 わたらせ未来プロジェクト

渡良瀬川上流の足尾は、約100年前の鉱毒事件による煙害などで、大規模に森林がなくなってしまいました。その時、土壌(土)も流されてしまいました。一方、下流の渡良瀬湿地帯(遊水池)は今、日本で2番のヨシ原となり、そこに依存する絶滅危惧種が多く、ヨシ原の保全・湿地再生が課題です。

わたらせ未来プロジェクトは上流・下流の連携を進め、渡良瀬川流域の自然環境の保全・再生と環境全型社会の構築をめざしています。

わたらせ未来プロジェクト(上流と下流を結ぶ足尾山地の緑化・市民型公共事業)の概観はこちら。

わたらせ未来プロジェクト詳細 はこちら。

以下は具体的な活動内容です。

### ●日本有数のヨシ原を守ろう

渡良瀬湿地帯での観察会(自然と歴史)を行なうとともに、広大なヨシ原を支える地域のヨシ産業と連携し、ヨシ刈りやヨシズ編みを地域学習として取り組んでいます。また、新たなヨシの利用方法について学術機関とともに調査・研究を行なっています。

### ●お宝探しプロジェクトー湿地帯のタイムカプセル

渡良瀬湿地帯の湿地再生をめざし、学術機関や周辺の学校とともに学校ビオトープを利用した植物調査研究・環境教育をおこなっています。

### ●足尾にふるさとの森を復活させよう

足尾にふるさとの森を取り戻すために、どんぐりの里親制度や、上流下流協働の植樹活動などおこなっています。

### ●ウォークtheわたらせ

2004年11月より渡良瀬川流域の人々・資源をみるために渡良瀬川源流部から渡良瀬湿地帯まで歩きとおすイベントを行なっています。

### ●わたらせ流域プロジェクト

渡良瀬川流域のNPO・自治体などをネットワークをつないでいきます。そのための具体的な提案をしながら取り組んでいきます。まずは流域のバイオマス資源利用から・・・

流域ぐるみで足尾と渡良瀬の自然を再生

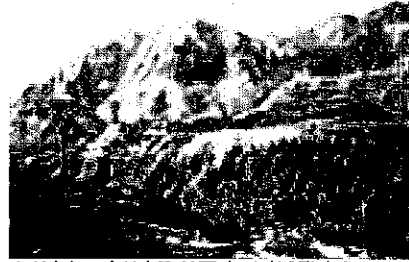
## 足尾にふるさとの森を復活させよう

### 上流下流協働の植樹活動

上流の「足尾に緑を育てる会」や日光森林管理署と協力して、下流のヨシズやヨシのたい肥を利用して育てたどんぐりの苗を植樹します。そして、これまで緑化事業された場所を足尾に昔あったふるさとの森にかえていきます。



育てたどんぐりの苗を足尾の山に植樹します。



足尾にふるさとのもりを取り戻すべく活動を行っています。

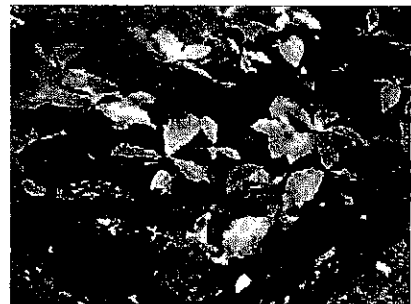
### どんぐりの里親制度

国や栃木県により、緑化事業が進められ、緑は戻りはじめましたが、外来種や足尾に元々なかった木がほとんどです。しかし、足尾に昔いた野生生物を呼び戻すには、足尾に元々あった森を復活させる必要があります。そこで、足尾に元からあった植物(どんぐり)を育てて、大きくなったら足尾に植え戻し、足尾にふるさとの森を取り戻していきます。

そのためには、たくさんの人の協力が必要です。私たちは、全国の人たちにどんぐりの里親を呼びかえています。また、里親希望者に配るどんぐりを拾います。



地元の小学生たちが、どんぐりを拾います。



拾ったどんぐりの苗を育てていきます。

## ドングリの里親募集

### —ひとつぶのドングリからはじまる足尾の森林再生—

足尾山地でドングリを拾いました!

足尾では戦後、本格的な緑化事業が県や国により実施されてきましたが、初めの頃は、土壌が少なくても育つ種類や、酸性の土壌に強い種類が植えられてきました。特に、ハリエンジュ(外来種)、ヤシャブシ、リョウブといった木や、外来種の牧草が多く使われてきました。

山には緑が戻り始めましたが、まだ昔の足尾の山の姿には戻っていません。鉱毒被害に遭う前の足尾の山には、ブナ、ミズナラ、コナラ、カエデ類、シラカンバなど様々な木がありました。これまでの緑化は「とりあえず緑にしよう」という考えが中心でしたが、これからは昔からあった森に戻していく時期にきています。そこで、当基金では足尾の山にふるさとの風景を取り戻すために、「足尾のドングリで足尾に緑を」という取り組みをスタートさせました。これは、上流の足尾に森林を復活させることで、渡良瀬川流域全体の治水機能を高め、下流の渡瀬遊水池の自然を守ることにつながります。

## 誰でもOK!

あなたもドングリの里親になりませんか。足尾で拾ったドングリをお送りしますので、ポットに植え付けて、3年ほど育てて大きくなった苗(高さ約70cm)を足尾に植樹します。

ガーデニングが好きな方、土いじりが好きな方なども育てる素質あり!!

里親登録された方には、ドングリと育て方マニュアルをお送りします。

●里親登録料 1000円

### 連絡先

〒328-0053

栃木県栃木市片柳町4-16-1 猿山 弘子

電話/ファックス 0282-23-1078

電子メール tani@eco-online.org (谷 雅人)

### 振込先

郵便振替口座:00160-1-12481

口座名 :わたらせ未来基金

※通信欄に入金内容をお書きください。

○ご寄付も同じ口座で承っております。

# 林地開発未完了案件の状況

平成16年12月末現在

事業目的	未完了の案件		認可時の工期を過ぎた案件	
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
工場・事業場用地	50	324.6	30	118.6
住宅用地	50	1303.9	16	322.1
別荘地	3	145.5	0	0
ゴルフ場	29	1480.9	15	637
レジャー施設	20	144.6	9	48.1
農用地	16	29.0	11	15.0
土石の採取	294	1685.1	152	437.2
残土埋立	97	357.4	53	168.4
産業廃棄物処理	38	172.3	7	22.8
道路の新設又は改築	13	249.8	4	131.2
その他	16	286.1	4	15.2
計	626	6179.2	301	1915.6